

(証券コード 2778)
2024年4月24日
(電子提供措置の開始日2024年4月23日)

株 主 各 位

名古屋市中区名駅五丁目27番13号
パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 福 井 正 弘

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第39回定時株主総会招集ご通知」及び「第39回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.palemo.co.jp/ir/stockholders.html>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主総会」を順に選択いただきご覧ください。

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（会社名）に「パレモ」または証券コードに「2778」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」に掲載されている情報をご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使いただけますので、当日ご出席されない場合は、いずれかの方法での議決権行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年5月15日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月16日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※本総会は、会場が前回と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

※お土産のご用意はございません。

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第39期（2023年2月21日から2024年2月20日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2023年2月21日から2024年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト <http://www.palemo.co.jp/ir/stockholders.html> 及び東京証券取引所ウェブサイト [なお、これらは、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主の皆様へに交付する書面には記載していません。</p></div><div data-bbox=)

- ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、電子提供措置をとっておりますが、株主の皆様への情報提供のあり方の観点から、株主総会参考書類につきまして、本招集ご通知にも添付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、掲載している当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

~~~~~

議決権行使 についてのご案内

後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年5月15日（水曜日）
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては
5頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年5月15日（水曜日）
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては
6頁をご覧ください。

● 書面によるご行使 ●

行使期限

2024年5月15日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年5月16日（木曜日）

午前10時

（受付開始予定時刻 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

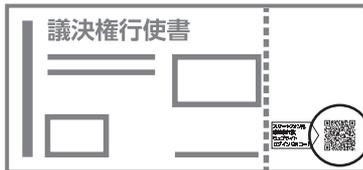
- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

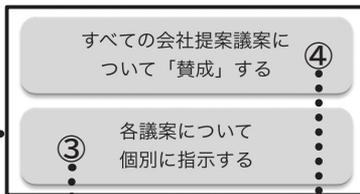


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

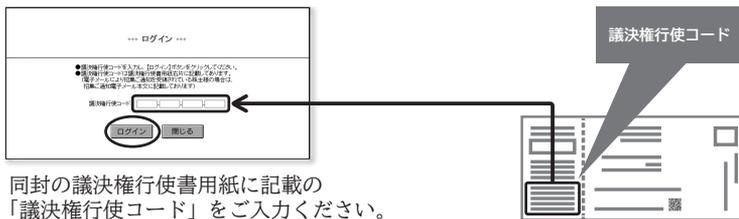
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、将来の事業拡大のための投資と経営体質強化のための内部留保の確保とのバランスを総合的に判断し、機動的な配当政策を実施することを、基本的な考えといたしております。

当期の配当につきましては、まだ安定した黒字化体質には至っておらず、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただき、A種優先株式につきましては、定款に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

当社といたしましては、「中期経営計画」を着実に実行することで、財務基盤を安定させ、普通株式の株主の皆様にも復配できるよう努めてまいります。

なお、A種優先株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
A種優先株式 1株につき55,000円 総額 14,575,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月17日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	福井 正弘 (1965年1月21日生)	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2015年5月 当社社長室長 2017年5月 当社執行役員社長室長 2018年5月 当社取締役社長室長 2021年4月 当社取締役管理担当兼子会社担当 2022年5月 株式会社パレモ取締役（現任） 2022年5月 当社代表取締役社長（現任）	25,400株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>経営企画、IR等管理部門の統括として経営に携わるなど、社業全般に対する幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社社長に就任後リーダーシップを発揮し、グループ全体の経営をけん引するなど重要な役割を果たしていることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	香西 雅弘 (1964年1月30日生)	1986年3月 株式会社鈴丹入社 2011年2月 同社執行役員SUZUTAN事業部長 2012年2月 当社執行役員アパレル事業本部SUZUTANディビジョン長 2014年2月 当社アパレル事業本部SUZUTAN事業部長 2016年2月 当社執行役員アパレル事業本部レギュラー事業部長 2017年2月 当社執行役員アパレル事業部長 2017年8月 株式会社パレモ執行役員アパレル事業部長 2018年5月 同社取締役アパレル事業部長 2019年2月 同社常務取締役営業担当 2020年2月 同社常務取締役営業担当兼雑貨事業部長 2021年2月 同社代表取締役社長（現任） 2021年5月 当社取締役（現任）	28,900株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>長年にわたり店舗運営、商品企画業務に携わり、豊富な経験と知見を有しており、また子会社の社長として事業運営等重要な役割を果たしていることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
3	なが た あき お 永 田 昭 夫 (1948年9月15日生)	1976年3月 公認会計士登録 1988年8月 中央新光監査法人代表社員就任 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 2011年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設所長(現任) 2012年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 2013年5月 株式会社UCS社外監査役 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外監査役 2021年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任)	17,500株
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識によりコーポレート・ガバナンスの強化が図られるほか、株式会社鈴丹(2012年2月21日付けで当社に吸収合併)に対し、2005年2月期から2011年2月期にかけて、監査法人のサイナーとして関与した実績を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見をいただいております。同氏はこれまで社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。			
4	※ た むら ちよみ こ 田 村 富美子 (1960年4月9日生)	1985年4月 横浜YMCA YMCA健康福祉専門学校専任講師 1994年4月 東京工芸大学女子短期大学講師 1996年9月 株式会社パソナ入社 2009年9月 同社執行役員関東営業本部第3営業部部长 2016年9月 同社常務執行役員東海営業本部本部部长 2018年9月 同社専務執行役員キャリア支援事業本部本部部长 2020年3月 同社人材派遣・BPO本部理事 2021年12月 株式会社シイエム・シイ社外取締役(現任) 2022年6月 株式会社パソナ エキスパート・BPO事業本部理事(現任)	一株
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 人材サービス産業で企業経営に携わり、人材教育・育成に関する高い知見や豊富な経験を有していることから、選任後は、経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、永田昭夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおり再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、9年であります。
4. 候補者の田村富美子氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、原案どおり承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
社外取締役候補者との責任限定契約について
本議案が原案どおり承認され、田村富美子氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役今枝 剛氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
いま 今 枝 剛 (1973年8月13日生)	1996年10月 中央監査法人入所	10,500株
	2000年4月 公認会計士登録	
	2007年8月 あずき監査法人(現有限責任あずき監査法人)入所	
	2012年9月 公認会計士今枝会計事務所開設所長(現任)	
	2012年10月 税理士登録	
	2013年10月 税理士法人ブレインワン代表社員就任	
	2016年1月 ナトコ株式会社社外監査役(現任)	
	2016年5月 当社社外監査役(現任)	
	2020年6月 ジャパンマテリアル株式会社社外監査役	
	2021年10月 税理士法人クロスブレイン代表社員就任(現任)	
2022年6月 ジャパンマテリアル株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)		
社外監査役候補者の選任理由 公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、豊富な経験とその知見を当社の監査に反映していただいております。同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の今枝 剛氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は今枝 剛氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所にに対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1)社外監査役候補者との責任限定契約について
 当社は今枝 剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおり再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (2)社外監査役に就任してからの年数について
 今枝 剛氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本總會終結の時をもって、8年であります。
3. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	ます だ よし たか 増 田 仁 敬 (1965年2月26日生)	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2013年8月 当社アパレル事業部ヴィサリア・FCディビジョン部長 2021年5月 当社社長室長 2022年2月 当社社長室長兼監査室長 2024年2月 当社社長室長(現任)	1,313株
補欠の監査役候補者の選任理由 長年にわたり店舗運営等に携わり、その後社長室長として経営企画全般、また内部監査部門においては子会社の経営監査を経験し豊富な知見を有していることから、当社の経営に対し適切に監査をしていただけるものと考え、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。			
2	おお くら あつし 大 倉 淳 (1974年8月6日生)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2016年7月 公認会計士大倉會計事務所開設所長(現任) 2016年10月 税理士登録 2016年12月 名南M&A株式会社社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役(現任)	一株
補欠の社外監査役候補者の選任理由 公認会計士、税理士として企業会計に精通し、十分な経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただけるものと考えております。同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田仁敬氏は、常勤監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であり、大倉 淳氏は、社外監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であります。
3. 候補者の大倉 淳氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
大倉 淳氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 補欠の監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。増田仁敬氏及び大倉 淳氏が、監査役に就任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 所有する当社株式の数には、従業員持株会の持分を含めて記載しております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

			取締役・監査役の有する知識・経験・能力等					
			企 業 経 営	営 業 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	商品政策 商品管理	コンプライアンス リスクマネジメント	財 経 金	務 理 融
取締役	社内	福井正弘	○	○		○	○	○
		香西雅弘	○	○	○	○		○
	社外	永田昭夫				○	○	
		田村富美子	○	○				○
監査役	社内	土田新一郎		○		○		○
	社外	今枝 剛				○	○	
		川口直也				○		○

- (注) 1. 上記一覧表は、特に専門性の発揮を期待する分野を示しており、当社の取締役・監査役が有する全ての知見を表すものではありません。
 2. 経営企画・経営戦略及び人事・ヒューマンリソースの観点は、企業経営に含まれておりません。

以 上

事業報告

(自 2023年2月21日)
(至 2024年2月20日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化に伴い、各種イベントの復活が相次ぐなどリバウンド需要が高まりを見せ、個人消費は緩やかな回復が続いております。また、コロナ禍前と同水準まで回復が進むインバウンド需要にも支えられ、景気は回復基調となりました。一方で、ウクライナ侵攻、パレスチナ紛争など世界情勢の不安定化リスクや、エネルギー価格の高騰のほか、円安による物価の上昇などに加え、1月に発生した能登半島地震による深刻な被害により、消費者の節約志向や自粛マインドの強まりが懸念されるなど、先行きは不透明な状況が継続いたしました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、コロナ禍で生活や働き方が様変わりしたことや、サステナビリティの流れもあり、価格と価値のバランス、品質の良さや長く使える商品が選ばれる傾向が強まりました。また、消費行動はリアル店舗での購買が回復し、引き続きOMO（オンラインとオフラインの融合）が求められる状況が継続しております。

このような環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」（事業再構築計画）の2年目として、安定的な収益の2本柱体制（アパレル、雑貨）を確立するための事業構造改革をさらに推進させるとともに、安定売上確保のための仕入れ・在庫管理を行うガバナンス体制の強化を推し進めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられたことにより、各種イベントの復活、外出機会の増加などからリバウンド需要が高まり、経済活動の正常化とともにアパレルを中心に業績の改善が進行いたしました。アパレル、雑貨ともに、春先や夏場にかけては、例年以上に気温が高く推移し、夏物、盛夏物を中心に販売が拡大する一方で、秋シーズンは過去の記録を上回る高温が続いたことで、秋物、初冬商品の販売が苦戦いたしました。

冬シーズンからは冬らしい気温推移となり、特にアパレルにおきましては、アウターやニットなどの冬物中心に販売が順調に伸びたほか、セール時期におきましても、仕入れ・在庫管理運用の効果もあり、在庫過多による処分損が大幅に縮小いたしました。しかしながら雑貨におきましては、コロナ禍における巣ごもり消費、家ナカ需要の反動から、衛生商品や生活雑貨等の販売が縮小したことで、客数の回復が鈍く苦戦傾向となりました。このような状況から、全社の既存店売上高前年比は、97.5%となりました。

店舗の出退店におきましては、新規に17店舗を出店し、不採算店舗を中心に23店舗を退店した結果、当連結会計年度末の店舗数は277店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高159億41百万円（前年同期比9.0%減）、営業利益3億62百万円（前年同期比31.2%減）、経常利益は3億36百万円（前年同期比42.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、4億11百万円（前年同期比26.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループの事業は報告セグメントを単一セグメントに変更しておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額2億16百万円の投資を行いました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に89百万円、新設店舗賃借に係る保証金として54百万円、既存店の改装及びシステム投資等に72百万円の投資を行っております。これらに必要な設備投資資金は自己資金等により充当しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの店舗展開は、illusie300（イルーシーサンマルマル）イオンモール札幌苗穂店をはじめとする17店舗を新規出店、業態変更による既存店舗活性化のため3店舗を改装、不採算店等23店舗を退店したことにより、期末店舗数は277店舗となりました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 事業構造改革の推進

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の発生以前における、アパレル事業依存型のビジネスモデルから脱却することは、継続して黒字を計上し経営基盤の安定化を実現するうえで最も重要な課題と考えております。前連結会計年度より取り組んでおります「中期経営計画」（事業再構築計画）に則り、外出需要の回復を背景にMD（マーチャンダイジング）改革を進め、アパレルの収益改善をさらに進めるとともに、EC（ネット通販）をはじめとする成長事業への投資を継続するなど、コロナ禍からの「再生」並びに「再成長」に取り組むことで、収益の二本柱体制の確立をさらに推し進めてまいります。

(2) ガバナンス体制の強化とオペレーション改革の推進

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へと移行し、経済活動の正常化が進む一方で、円安やエネルギーコストの上昇からインフレ傾向となり、消費者の生活防衛意識が高まるなど先行き不透明な状況が続いております。このような環境のなか、当社グループといたしましては、ガバナンスを効かせた仕入及び在庫コントロールを機能させる体制の強化と、運用の徹底を継続するとともに、原価の上昇に伴う適切な価格転嫁への対応をさらに強化してまいります。また、販売サービスレベルの向上と、作業削減などを伴う店舗運営の効率化を実現するために、デジタルツールを活用した様々なオペレーション改革も継続してまいります。

(3) 成長事業への投資と人財確保と育成

当社グループが持続可能な経営を実現し、永続的安定成長を遂げていくためには、これまでの既存事業の収益改善のみならず、今後も変わりゆく時代の変化を敏感に捉え、将来の成長に向けた新たな業態やブランドの種まき、改革を進めていく必要があると考えます。特にECとリアル店舗の相互送客をはじめとしたOMO（オンラインとオフラインの融合）への取り組みを顧客戦略の中心と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。また、深刻な人手不足に対しましては、賃金の引き上げや処遇の改善推進に加え、店舗従業員のほか、新たな事業に挑戦できる人財の確保が重要な課題と捉えていることから、より多くの従業員が活躍できる場を広げるとともに、将来を見据えた次世代リーダーの育成にも注力してまいります。

(4) 資金繰りの安定化

当社グループは、「中期経営計画」の推進により、当連結会計年度において、営業利益3億62百万円、経常利益3億36百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4億11百万円を計上し、当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は16億42百万円、自己資本比率は19.3%にまで回復いたしました。しかしながら、当連結会計年度末におきまして流動負債合計額が、流動資産合計額を超過している状況が続いていることから、資金繰りの安定化のため、引き続き全金融機関と緊密な関係を維持し、建設的な協議を継続することで、今後も継続的な支援が得られるよう注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期
	(自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)	(当連結会計年度) (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)
売 上 高	18,257,361	17,907,189	17,513,597	15,941,204
経常利益又は経常損失(△)	△1,321,812	△674,885	580,365	336,402
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,880,926	△1,393,794	562,003	411,775
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△157円00銭	△116円88銭	46円82銭	34円24銭
総 資 産	9,992,916	9,218,333	8,769,026	8,426,469
純 資 産	1,808,466	418,479	1,245,509	1,642,632

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期から適用しており、第38期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パレモ	10百万円	100%	レディースアパレル、生活雑貨、バッグの専門店チェーン

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社愛知銀行	501,929
株式会社名古屋銀行	501,929
株式会社りそな銀行	460,102
株式会社みずほ銀行	418,274
株式会社大垣共立銀行	334,620
株式会社京都銀行	209,137
株式会社商工組合中央金庫	167,310
株式会社日本政策金融公庫	167,310
株式会社三菱UFJ銀行	156,853

II. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	A種優先 株式	合計株式	
株式会社西松屋チェーン	2,087,242株	—	2,087,242株	17.35%
東京短資株式会社	355,000株	—	355,000株	2.95%
花井 恭雄	343,100株	—	343,100株	2.85%
上田八木短資株式会社	299,300株	—	299,300株	2.48%
トラストワークスプランニング株式会社	285,800株	—	285,800株	2.37%
日本証券金融株式会社	245,200株	—	245,200株	2.03%
J P モルガン証券株式会社	234,000株	—	234,000株	1.94%
丸 田 稔	229,000株	—	229,000株	1.90%
G M O クリック証券株式会社	220,900株	—	220,900株	1.83%
パレモ従業員持株会	174,369株	—	174,369株	1.44%

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式24,577株を除く。）の総数に対する割合であります。

2. その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	27,350,000株
	A種優先株式	10,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	12,051,384株
	（うち自己株式	24,577株）
	A種優先株式	265株
(3) 株主数	普通株式	8,453名
	A種優先株式	1名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年2月20日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況等
福 井 正 弘	代表取締役社長		株式会社パレモ取締役
香 西 雅 弘	取 締 役		株式会社パレモ代表取締役社長
太 田 直 人	取 締 役	管理担当兼子会社担当	株式会社パレモ取締役
永 田 昭 夫	取 締 役		公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 竹田iPホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
赤 塚 憲 昭	取 締 役		
土 田 新 一 郎	常 勤 監 査 役		株式会社パレモ監査役
今 枝 剛	監 査 役		公認会計士今枝会計事務所所長 税理士法人クロスブレイン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社社外取締役 (監査等委員)
川 口 直 也	監 査 役		川口法律事務所所長

- (注)1. 取締役のうち永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち今枝 剛氏及び川口直也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役今枝 剛氏及び川口直也氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2024年2月21日付の重要な兼職の状況の異動

氏 名	重要な兼職の状況
太 田 直 人	株式会社パレモ取締役雑貨事業部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏並びに社外監査役今枝 剛氏及び川口直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションにより構成し、監督機能を担う非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月例の固定報酬のみを支払うこととしております。なお、監査役の報酬等につきましては、監査役の協議により決定しております。

②基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、当社の業績や従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、当社グループの営業成績を端的に表す連結営業利益を業績指標として採用し、連結営業利益の目標達成率に応じて個人別の報酬等の額を算出しております。業績連動報酬等は、賞与として毎年、一定の時期に支給するものとしております。

④非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬等）を採用し、取締役の役位・職責に応じて定時株主総会終結後の一定の時期に付与しております。

⑤基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、取締役の個人別の固定報酬の概ね1割以上4割以下になるよう設計しております。また、各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう、個々の取締役の職責等も踏まえて適切に設定しております。なお、業績連動報酬制度は、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査役は対象としておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2007年5月11日開催の第22回定時株主総会決議において年額150百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）、監査役については年額50百万円以内とされております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。また、当該報酬の枠内においては株式報酬型ストックオプションを取締役については年額30百万円以内、監査役については年額5百万円以内として支給することを、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役位に応じた原案を策定し、報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき審議及び決定し、取締役会に報告して

おります。取締役の個人別の報酬等の決定を報酬委員会に委任する理由は、報酬委員会が、独立かつ客観的な見地から評価、検討ができ、ガバナンスの強化が図られることから委任いたしました。

報酬委員会のメンバーは、福井正弘（代表取締役）、永田昭夫（社外取締役）、赤塚憲昭（社外取締役）であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針との整合性等、多角的な検討を行うとともに、監査役会の意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	32,592千円 (2,952千円)	32,592千円 (2,952千円)	－ (－)	－	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	12,863千円 (2,952千円)	12,863千円 (2,952千円)	－ (－)	－	3名 (2名)

(注) 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職先等
社外取締役	永田昭夫	公認会計士永田昭夫事務所 所長
		日本トランスシティ株式会社 社外監査役
		竹田iPホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外監査役	今枝剛	公認会計士今枝会計事務所 所長
		税理士法人クロスブレイン 代表社員
		ナトコ株式会社 社外監査役
社外監査役	川口直也	川口法律事務所 所長

(注) 上記兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
永田 昭夫	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等において、公認会計士等の長年の経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
赤塚 憲昭	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等において、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営全般に関する事項を中心に、意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
今枝 剛	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席	取締役会の議案審議等において、公認会計士、税理士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。 また監査役会においても、税務、財務等について適宜発言を行っております。
川口 直也	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席	取締役会の議案審議等において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。 また監査役会においても、法務全般等について、適宜発言を行っております。

(4) 社外役員報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額
社外役員報酬等の総額等	4名	5,904千円

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年2月20日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-------------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>       | <b>5,631,845</b> | <b>流動負債</b>    | <b>6,246,314</b> |
| 現金及び預金            | 2,945,061        | 支払手形及び買掛金      | 699,047          |
| 売掛金               | 161,647          | 電子記録債務         | 1,779,281        |
| 預け金               | 613,940          | 設備関係電子記録債務     | 4,279            |
| 商物品               | 1,648,788        | 短期借入           | 1,875,991        |
| 貯蔵品               | 21,812           | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,041,473        |
| 1年内回収予定の差入保証金     | 183,730          | 未払金            | 136,155          |
| その他               | 56,865           | 未払費用           | 473,415          |
|                   |                  | 未払法人税等         | 12,855           |
| <b>固定資産</b>       | <b>2,794,623</b> | 未払消費税等         | 36,287           |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>773,082</b>   | 預り金            | 89,506           |
| 建物                | 684,668          | 賞与引当金          | 42,800           |
| 工具、器具及び備品         | 88,414           | 資産除去債務         | 52,101           |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>34,409</b>    | その他            | 3,120            |
| ソフトウェア            | 33,867           | <b>固定負債</b>    | <b>537,522</b>   |
| その他               | 541              | 資産除去債務         | 528,968          |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>1,987,131</b> | 長期未払金          | 8,554            |
| 投資有価証券            | 4,800            | <b>負債合計</b>    | <b>6,783,836</b> |
| 長期前払費用            | 19,264           | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 差入保証金             | 1,852,109        | <b>株主資本</b>    | <b>1,629,466</b> |
| 繰延税金資産            | 114,696          | 資本金            | 100,000          |
| その他               | 116              | 資本剰余金          | 2,234,642        |
| 貸倒引当金             | △3,855           | 利益剰余金          | △700,098         |
|                   |                  | 自己株式           | △5,077           |
|                   |                  | 新株予約権          | 13,166           |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,642,632</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>8,426,469</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>8,426,469</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2023年2月21日  
至 2024年2月20日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額        |
|-------------------------|---------|------------|
| I 売 上 高                 |         | 15,941,204 |
| II 売 上 原 価              |         | 7,663,650  |
| 売 上 総 利 益               |         | 8,277,554  |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 7,915,131  |
| 営 業 利 益                 |         | 362,423    |
| IV 営 業 外 収 益            |         |            |
| 受 債 務 取 勘 定 利 息         | 17      |            |
| 仕 入 割 引 益               | 18,159  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 2,781   |            |
| 補 助 金 収 入 他             | 110     |            |
| そ の 他                   | 5       |            |
|                         | 922     | 21,997     |
| V 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息                 | 41,898  |            |
| 支 払 手 数 料               | 60      |            |
| そ の 他                   | 6,060   | 48,018     |
| 経 常 利 益                 |         | 336,402    |
| VI 特 別 利 益              |         |            |
| 受 取 補 償 金               | 256,179 | 256,179    |
| VII 特 別 損 失             |         |            |
| 固 定 資 産 処 分 損 失         | 8,832   |            |
| 減 損 損 失                 | 121,710 |            |
| 貸 借 契 約 解 約 損 失         | 11,473  |            |
| 災 害 に よ る 損 失           | 897     | 142,913    |
| 税金等調整前当期純利益             |         | 449,668    |
| 法人税、住民税及び事業税            | 12,855  |            |
| 法人税等調整額                 | 25,037  | 37,892     |
| 当期純利益                   |         | 411,775    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         | 411,775    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年2月20日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)        |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>4,450,996</b> | <b>流動負債</b>    | <b>3,285,449</b> |
| 現金及び預金        | 2,443,077        | 設備関係電子記録債務     | 2,365            |
| 預け金           | 613,940          | 短期借入金          | 1,875,991        |
| 貯蔵品           | 503              | 1年内返済予定の長期借入金  | 706,853          |
| 前払費用          | 12,948           | 未払金            | 456,278          |
| 未収入金          | 1,196,447        | 未払費用           | 119,947          |
| 1年内回収予定の差入保証金 | 183,730          | 未払法人税等         | 1,298            |
| その他           | 348              | 未払消費税等         | 32,797           |
|               |                  | 預り金            | 33,317           |
|               |                  | 賞与引当金          | 4,500            |
|               |                  | 資産除去債務         | 52,101           |
| <b>固定資産</b>   | <b>2,757,926</b> | <b>固定負債</b>    | <b>2,265,474</b> |
| (有形固定資産)      | <b>772,003</b>   | 資産除去債務         | 527,668          |
| 建物            | 684,548          | 長期未払金          | 8,554            |
| 工具、器具及び備品     | 87,455           | 関係会社事業損失引当金    | 1,729,252        |
| (無形固定資産)      | <b>25,439</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>5,550,924</b> |
| ソフトウェア        | 25,439           | (純資産の部)        |                  |
| (投資その他の資産)    | <b>1,960,482</b> | 株主資本           | <b>1,644,831</b> |
| 投資有価証券        | 4,800            | 資本金            | 100,000          |
| 関係会社株式        | 40,000           | 資本剰余金          | 2,234,642        |
| 出資金           | 30               | 資本準備金          | 100,000          |
| 従業員長期貸付金      | 86               | その他資本剰余金       | 2,134,642        |
| 関係会社長期貸付金     | 1,300,000        | 利益剰余金          | △684,733         |
| 長期前払費用        | 19,264           | その他利益剰余金       | △684,733         |
| 繰延税金資産        | 54,986           | 繰越利益剰余金        | △684,733         |
| 差入保証金         | 1,845,170        | 自己株式           | △5,077           |
| 貸倒引当金         | △1,303,855       | 新株予約権          | 13,166           |
|               |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,657,997</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>7,208,922</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>7,208,922</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2023年2月21日  
至 2024年2月20日)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額         |
|-----------------------------|---------|-----------|
| I 営 業 収 入                   |         | 3,242,400 |
| 営 業 総 利 益                   |         | 3,242,400 |
| II 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費      |         | 2,823,230 |
| 営 業 利 益                     |         | 419,169   |
| III 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                     | 16      |           |
| そ の 他                       | 1,666   | 1,683     |
| IV 営 業 外 費 用                |         |           |
| 支 払 利 息                     | 39,905  |           |
| 支 払 手 数 料                   | 60      |           |
| そ の 他                       | 83      | 40,049    |
| 経 常 利 益                     |         | 380,803   |
| V 特 別 利 益                   |         |           |
| 受 取 補 償 金                   | 87,996  | 87,996    |
| VI 特 別 損 失                  |         |           |
| 固 定 資 産 処 分 損               | 8,832   |           |
| 減 損                         | 121,710 |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 119     | 130,662   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |         | 338,137   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | △32,732 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △44,880 | △77,612   |
| 当 期 純 利 益                   |         | 415,750   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月2日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 端 地 忠 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2023年2月21日から2024年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月2日

パレモ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 端 地 忠 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2023年2月21日から2024年2月20日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月21日から2024年2月20日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月3日

パレモ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役

土田 新一郎 ㊟

監査役（社外監査役）

今 枝 剛 ㊟

監査役（社外監査役）

川 口 直 也 ㊟

以 上

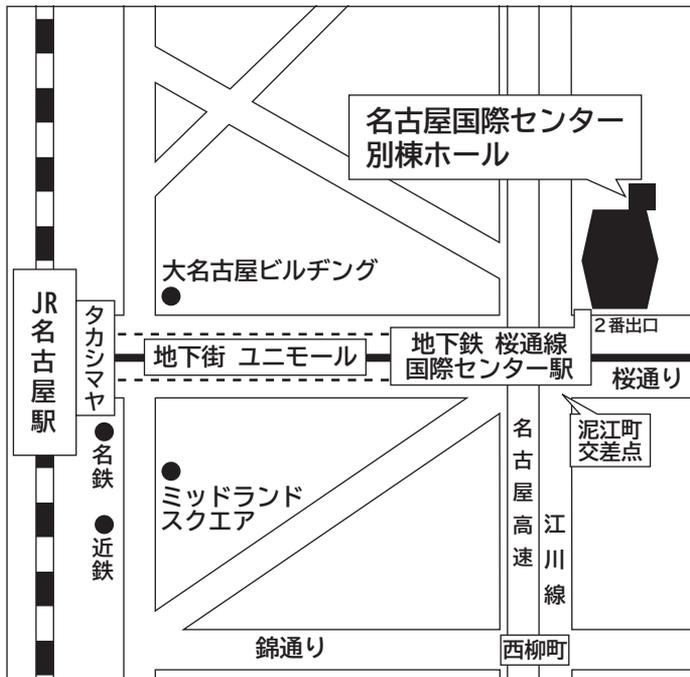


## 株主総会会場ご案内図

株主総会は名古屋国際センター 別棟ホールで開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。 ※前回と場所が変更になっております。

所在地 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

〔受付開始予定時刻〕 午前9時30分



### 〔交通機関〕

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分  
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
- ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結

※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。